

春日井市地域公共交通会議設置規則の一部改正について

1 改正内容

- (1) 計画名称を「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に改める。
- (2) NPO法人等による交通空白地における自家用車での有償運送に関する協議機能等を所掌事務に追加する。
- (3) 春日井市地域公共交通会議委員の任期を「2年」から「2年以内」に改める。

2 改正理由、効果等

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第36号令和2年11月27日施行)の施行に伴い変更された、計画名称に改めるもの。
- (2) 令和2年度から石尾台にて新たな移動サービス検討会を立ち上げ、NPO等による自動運転車両での交通空白地有償運送等によるサービスを検討していることから、これらの有償運送に関する協議を可能とするもの。
- (3) 委員の追加に伴い発生する他の委員との任期満了時期の差異を解消させるべく、任期を「2年」から「2年以内」に改めるもの。

3 スケジュール

令和3年7月	: 地域公共交通会議において規則改正について協議
令和3年8月(予定)	: 例規審査会において規則改正について協議
令和3年11月以降(予定)	: 地域公共交通会議において交通空白地有償運送について協議
令和4年4月以降	: 石尾台地区における交通空白地運送開始